

仕 様 書

- 1 件 名 盛岡地方気象台建築物点検業務委託
- 2 目 的 官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）第12条第1項に基づく敷地・構造及び第2項に基づく建築物の昇降機以外の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。
また、官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検を実施する。
- 3 履行場所 盛岡地方気象台（盛岡市山王町7-60）
- 4 履行期限 契約日から令和7年11月28日まで
- 5 対象施設 盛岡地方気象台（敷地面積：5,698.22㎡）
- 1
- ・構造：RC（鉄筋コンクリート造）
 - ・竣工年月日：平成11年9月
 - ・建築面積：669.54㎡
 - ・階数：地上2階
 - ・延べ面積：1338.91㎡
 - ・用途：庁舎
- 2
- ・構造：S（鉄骨造）
 - ・竣工年月日：平成11年9月
 - ・建築面積：37.29㎡
 - ・階数：地上1階
 - ・延べ面積：37.29㎡
 - ・用途：車庫
- 6 監 督 発注者が任命する監督職員により、本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行う。
- 7 検 査 発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
- 8 一般事項
- (1) 受注者は、本作業にあたり関係する法令、条例及び規則などを遵守すること。
 - (2) 受注者は、本仕様書及び作業上の不明な点や疑義については、監督職員と協議し、その指示に従うこと。
 - (3) 特に指定する作業以外は原則として、平日の8時30分から17時の間に行い、この時間以外に作業を行う場合には、その都度監督職員の許可を得ること。
 - (4) 運用中の機器又は業務に支障を与えないよう十分留意すること。
 - (5) 受注者は発注者から貸与された図面等に損傷を与えないように留意し、作業完了後は

速やかに返却しなければならない。

- (6) 受注者は本作業に関連し貸与された図面等及び作業内容を、本作業期間中及び作業完了後も第三者に漏らしてはならない。
- (7) 作業にあたり物件に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修復を行うこと。
- (8) 作業従事する作業員は、名札等及び腕章を付けること。
- (9) 本仕様書・図面に記載されていない事項については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書」(最新版) 及び「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」(最新版) その他関係法令及び監督職員の指示により行うこと。

9 特記事項

(1) 点検業務

- ・官公法第12条第1項に基づく「敷地及び構造」の点検を実施する。
外壁の点検は、手の届く範囲の打診・目視とする。
- ・官公法第12条第2項に基づく「昇降機以外の建築設備」の点検を実施する。
- ・官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検を実施する。

(2) 留意事項

- ①調査に必要な図面等の資料については、貸与するものとする。
- ②建築設備の一部については、次に掲げる法令の規定による今年度の結果を利用することとし、点検は行わない。なお、検査結果は貸与するものとする。
 - a. 消防法
 - b. 国家公務員法 人事院規則 10-4
 - c. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - d. 高圧ガス保安法
 - e. 水道法
 - f. 電気事業法
 - g. ガス事業法
 - h. 浄化槽法

10 提出書類

以下の書類を電子ファイル形式で提出すること。電子ファイルは汎用性の高い形式(Excel、Word、PDF等)とすること。また、写真はカラーとし、撮影年月日、説明を付すこと。

(1) 作業従事者名簿

作業開始7日前までに監督職員へ提出すること。

作業責任者を含め、すべての作業従事者の「所属・氏名・資格」を記載すること。

変更がある場合は事前に申し出て承認を得ること。

(2) 点検結果報告書

点検結果報告書及び不良箇所写真（設備）、不良箇所位置図について所定の様式で作成し、作業終了後速やかに提出すること。

なお、点検結果報告書の様式は、別添「点検様式 1 - 1、1 - 2、1 - 3、1 - 4」「点検様式 3 - 1、3 - 2、3 - 3」及び「確認用チェックシート」とする。